

# 宮津市創業等支援事業補助金

## 募集要項



令和3年度にチャレンジおうえん補助金に採択した山尾太郎吉商店の熱気球  
(写真提供は同年度創業等支援事業補助金に採択した一般社団法人 MIITEMI)

### 《募集期間》

令和7年6月2日(月)～8月29日(金)

申請等に必要な様式は、宮津商工会議所および宮津市のホームページからダウンロードしていただけます。

【送付・問い合わせ先】

宮津市役所 商工観光課商工係

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

電話 0772-45-1663

Mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

【事業相談に係る相談先】

宮津商工会議所 経営支援課

〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀 2054-1

電話 0772-22-5131

Mail : shienka@miyazu-cci.or.jp

本市商工業の振興を図るため、創業・第二創業や業種転換等、新しいビジネスを創出する事業者に対して、事業実施に要する経費の一部を支援します。

## 1 支援の内容

補助対象	新たなビジネス創出にあたり必要となった経費
補助率	補助対象経費（消費税を除いた額）の2分の1以内 ※1万円未満の端数は切り捨て
補助上限額	以下のいずれか ・50万円 ・100万円（空家等を活用する場合または飲食店等の創業等を行う場合） ・150万円（空家等を活用する場合かつ飲食店等の創業等を行う場合） ※活用する空家等及び飲食店等の創業等には条件があります。

### 【留意事項】

○「空家等を活用」とは、現に利用されていない、または利用されなくなることが見込まれる住宅または店舗を、購入または賃貸借を行い、事業に用いるものを指します。

※査申出書提出時点で、購入または賃貸借から1年が経過している物件は対象外です。

※申請者と空家等の所有者（法人が所有する場合にあっては、その代表者）が1等親以内の親族・配偶者又はこれと同等に認められる物件は対象外です。

○「飲食店等」とは、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う店舗で、市内に所在するものをいいます。

### 飲食店等の創業等に関する加算支援の条件

加算支援を受けて飲食店等の創業等を行う場合については、「創業区域」において行う事業が対象となります。「創業区域」とは、市街地のにぎわい創出のために飲食店等の創業等を誘導するエリアとします。創業場所がエリアに該当するかどうかなど詳細は商工係へご相談ください。

#### 〈創業区域〉

(例) ・空家等を活用せず、創業区域外において

飲食店等の創業等を行う・・・ 50万円

・空家等を活用し、創業区域外において

飲食店等の創業等を行う・・・ 100万円

・空家等を活用せず、創業区域内において

飲食店等の創業等を行う・・・ 100万円

・空家等を活用し、創業区域内において

飲食店等の創業等を行う・・・ 150万円

(金額は補助金額の上限)



## 2 補助金の交付対象

宮津市内で次の①から④のいずれかに取り組む事業者

- ① 新規創業
- ② 移住を伴う事業所の移転
- ③ 業種転換（既存事業とは異なる事業を開始する）
- ④ 店舗拡充（既存の店舗等に加え、同じ事業で新たな店舗を開く）

※ 市税を滞納している場合等、不支給になる要件があります。

◆本補助金は事業内容や審査会での評価等に応じ、市で決定します。

なお、同じ事業者が複数件申し出ることはできません。

・「既存事業とは異なる事業を開始する」とは、

日本標準産業分類（令和5年6月改定版）における小分類が異なる業種を開始することとします。単なるサービスメニューの追加等は対象外です。

・「店舗拡充」とは、

既に事業をしており、同一事業で第2店舗等を開業する場合とします。  
既存店舗等を廃止する場合（店舗等の移転）は対象外です。

詳しくは、「13 Q & A」をご確認ください。

## 3 不支給要件

交付対象事業であっても、事業者が以下に該当する場合は対象外となります。

- (1) 市税を滞納している。
- (2) 事業の実施に必要な許認可及び資格等を取得していない、または事業実施までに取得する見込みがない。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第3条）の営業の許可を必要とする業種に該当する。

## 4 対象期間

### 対象事業についての補足事項

・「宮津市内で取り組む事業」とは、

宮津市内に店舗または事業所（以下「店舗等」という）を有する、または有する見込みの事業者が中心となり、取り組む事業を言います。

・「移住を伴う事業所の移転」とは、

個人事業主の場合で、移住し市外の店舗等を市内に移転する場合とします。  
この場合、補助金の審査申出段階では住所が市外であっても受け付けますが、開業を行った時点では宮津市内に住民票を異動させていることが必要です。

年度開始日（令和7年4月1日）から令和8年1月30日の間に開業する事業が対象です。なお、プレオープン等の特定の方に向けての営業は開業とみなしません。

※補助金の交付を決定した事業であっても、事業完了後30日以内、または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに実績報告書の提出がない場合は、補助金の決定を取り消します。

※事業完了日とは、交付決定した事業内容のすべてを完了した日をいいます。

## 5 補助対象経費

新たなビジネス創出にあたり必要となる経費で、令和7年4月1日から事業完了日までの期間に発生する（かつ実績報告書提出までに支払いを行う）経費が対象です。

補助対象経費 【例】	工事費、修繕費、広告宣伝費、物品機器等備品の購入費、対象備品に係る運搬費、技術習得等のための研修経費、コンサルティング経費
留意事項	○補助対象経費には消費税及び地方消費税を含みません。 ○証拠書類等によって金額・支払等を確認できたものが対象です。
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・運営に係る経費（光熱費・家賃・人件費・交通費・消耗品費等） ※ 対象事業実施に向けての準備となる技術習得等研修経費、コンサルティング経費は対象とします。</li><li>・単品価格が3万円未満（税抜き）の備品の購入費</li><li>・車両・船舶の購入費（移動販売車等を除く）</li><li>・会社設立に係る税金・手数料</li><li>・本手続きにあたって必要となる事務経費</li><li>・汎用性が高く、使用目的が補助金の交付対象事業に限定できない物の調達費用（ノートパソコン等）</li><li>・オークション・フリーマーケット・個人売買等、販売事業者以外から購入した物品の購入費</li></ul>

### 経費についての注意事項

- ・自社や関連会社へ支払う経費を対象とする場合は、経費の妥当性を確認するため他社の相見積もりを提出してください。
- ・京都府や商工会議所等、他の機関の補助金を併用することは出来ますが、経費を分ける必要がありますのでご注意ください。

## 6 補助金手続きの流れ

審査申出から支払いまでは、以下の流れで実施します。

※着色欄は提出者が行う必要がある項目です。書類等はすべてご自身で作成してください。

### ①資料作成

審査申出時に必要な書類（次ページ参照）を作成する他、見積書等を用意。

### ②審査申出

審査申出書等の資料を揃えた上で、募集期間中に、郵送（必着）、持参のどちらかにより宮津市役所 商工観光課商工係に提出してください。

### ③審査会

有識者等の意見を踏まえ、事業内容に係るヒアリングを市にて行います。

### ④審査会結果通知

審査会終了後2週間以内を目途に、補助金採択の是非と採択した補助金の区分を文書で通知します。

### ⑤交付申請

審査会での意見や直近の状況を踏まえ、採択された補助金に係る交付申請書を作成し、郵送（必着）、持参のどちらかにより宮津市役所 商工観光課商工係に提出してください。

### ⑥交付決定

申請した補助金についての結果を文書で通知します。（通知内容は原則、「④審査会結果通知」の内容と同じです。）

### ⑦事業実施

事業計画に基づき実施してください。請求書・領収書は捨てないでください。

### ⑧実績報告

補助対象事業が完了したら実績報告書を整え、事業完了後30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに、郵送（必着）、持参のどちらかにより宮津市役所 商工観光課商工係に提出してください。

### ⑨補助金の額の確定

実績報告の内容を審査した後、確定した交付金額を文書で通知します。

### ⑩補助金の請求

額の確定通知日以降の日付で請求書を作成し、郵送（必着）、持参のどちらかにより宮津市役所 商工観光課商工係に提出してください。

### ⑪補助金の振り込み

請求書受領後2週間を目途に市から補助金を振り込みます。

以下の書類に必要事項を記入の上、宮津市役所 商工観光課商工係へ以下の方法のどちらかにより提出してください。

なお、複数の事業者が連携して行う事業の場合、⑤については連携する事業者全員分の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ①令和7年度宮津市創業等支援事業補助金 審査申込書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④同意・宣誓書
- ⑤履歴書（個人の場合）または、  
団体等に関する概要書 及び 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- ⑥その他添付資料

- ・対象経費の見積書の写し及び備品等の資料（カタログ等）
- ・建物の外観イメージ（建物を新築・外観を改修する場合）
- ・工事場所の現状写真、図面の写し（建物を新築・改修する場合）
- ・空家等建物の所有関係が確認できる書類等（補助金上限を加算する場合）
- ・飲食店営業許可証の写し（飲食店等の創業等をする場合）
- ・その他市長が必要を求める書類

※同意・宣誓書に印字した場合を除き、押印・訂正印は不要です。

(2) 提出方法

- ①郵送（必着）
- ②持参

(3) 提出期限

令和7年8月29日（金） 17:00 必着

(4) 提出先

宮津市役所 商工観光課商工係  
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1  
電話 0772-45-1663  
Mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

## 8 審査会の予定について

### (1) 日程

令和7年9月下旬

#### 【留意事項】

- ・審査会の詳細は、募集期間終了後に別途通知します。
- ・やむを得ない事情により出席できない場合、原則書面のみでの審査となります。

### (2) プレゼンテーションについて

審査会でのプレゼンテーションの時間は、1提出者当たりおよそ30分（プレゼンテーション5分、質疑応答25分）です。

プレゼンテーションをしていただく事項は主に次の内容です。

- ① 自己紹介
- ② 開始する事業の商品・サービス
- ③ 事業開業までのスケジュール

※審査会では、審査申出書提出時の資料を審査員に配布します。試作品やチラシ等を除き、別の資料によるプレゼンテーション等は認められません。

### <審査会での評価ポイント>

#### 事業の実現性

運営体制・収支見通し・販売戦略等の計画は確かか。

#### 事業者の適正

事業実施にあたって十分な知識・ノウハウを有し、継続的に運営できるか。

#### 波及効果

周辺地域、他事業者等にも好影響を与える仕組みがあるか。  
地元発注に努めているか。

#### 書面のわかりやすさ

事業計画がしっかりと読み取れる書面（計画等）が作成されているか。

### (3) 審査会の結果

応募数や審査結果によって、減額または不採択とする場合がありますことをご留意ください。なお、審査内容についてはお伝え出来ませんのでご了承ください。

## 9

## 複数事業者の連携について

複数の事業者で創業等を行う場合も当該補助金の対象となります。その場合は、代表事業者が申請してください。連携する事業者の業種、所在地に制限はありません。ただし、営利を目的とした事業実施に限るため、ボランティアグループ・自治会等の非営利活動団体のみで連携される場合は対象になりません。

また、複数事業者で連携し創業等を行う際は、トラブル防止のため以下の点等についてご留意ください。

- ・当該事業の代表者
- ・役割分担
- ・費用分担等
- ・事業で得た売上の配分等

なお、採択された場合の補助金は申請者である代表事業者に対して全額を支払います。

## 10

## 事業の変更、中止

補助金の採択後、事業内容を途中で変更または中止する場合は、変更・中止の承認手続が必要となるため、すみやかに宮津市役所 商工観光課商工係まで相談いただく必要があります。

以下の方法のどちらかにより提出ください。

ただし、事業の主たる内容に変更がない場合で、補助対象経費の増減が20%以内の軽微な変更を除きます。なお、補助対象経費が増加する場合において補助金の増額はできません。

### (1) 提出書類

- ①令和7年度宮津市創業等支援補助金 変更交付申請書
- ②変更事業計画書（事業内容に変更がある場合）
- ③変更収支予算書（収支予算に変更がある場合）
- ④その他審査申出時から変更した提出書類及び変更内容の根拠となる資料

### (2) 提出方法

- ①郵送（必着）
- ②持参

### (3) 提出先

宮津市役所 商工観光課商工係  
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1  
電話 0772-45-1663  
Mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

事業開業後、宮津市役所 商工観光課商工係に、以下の方法のどちらかにより実績報告書を提出してください。

(1) 提出書類

- ①令和7年度宮津市創業等支援補助金 実績報告書
- ②事業報告書
- ③収支決算書
- ④財産管理台帳
- ⑤その他添付資料

- ・補助対象とした経費の領収書（明細書含む）の写し等支払証拠書類
  - ・成果物（商品の写真、印刷物、取得した資格の証書等）
  - ・完成後の建物の図面、外観及び内装の写真（建物を新築・改修した場合）
  - ・開業届、営業許可書（必要な業種のみ）\*
  - ・開業したことを証明する資料（オープンをお知らせするチラシやHPなど）\*
- \*（実績報告時に営業していない場合は、営業開始後すみやかに提出してください。）

(2) 提出方法

- ①郵送（必着）
- ②持参

(3) 提出期限

事業完了後30日以内または令和8年2月27日（金）のいずれか早い日（必着）

\*期限までに提出がない場合は、補助金の決定を取り消します。

(4) 提出先

宮津市役所 商工観光課商工係  
〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1  
電話 0772-45-1663  
Mail : s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp

(5) 補助金受領後について

事業完了年度以降、宮津市から以下の2点の提出依頼を行いますので、ご協力をお願いします。

- ①事業成果について、宮津市からの取材にご協力ください。
- ②事業完了年度以降、3年間宮津市から定期的に補助事業に係るWebアンケートや経過報告を求めます。

## (1) 経営に関する相談窓口について

本補助金の審査に際しては、事業計画の実効性が求められます。商工会議所や金融機関等の認定支援機関による専門的な経営指導を受けた後に審査申出を行っていた  
だくことをお勧めします。

※認定支援機関による専門的な相談は必須ではありません。また、相談されたことに  
より審査会での評価が上がるわけではありません。

## ◆ 宮津商工会議所 経営支援課

〒626-0041 宮津市字鶴賀 2054-1

電話 0772-22-5131

F A X 0772-25-1690

Mail : shienka@miyazu-cci.or.jp

※ 認定支援機関とは、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年  
法律第18号)第17条に規定する経営革新等支援機関に認定された商工会や商工  
会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、会計士等を言います。

※ 相談窓口の利用は、補助金申請において必須ではありません。また、審査会で  
の評価点等にも影響しません。

## (2) 事業実施についてのお願い

市内経済活動活性化のため、事業の実施に際しては、できるだけ市内で発注や消費  
をしてください。

## (3) 事業完了後のお願い

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該事業の収入及び  
支出について証拠書類を整理し、事業完了後5年間保管してください。

## 処分の制限

補助金の交付を受け、整備または購入した物件、設備、備品等は処分制限が  
かかるため、譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供する場合は事前相談が必要です。

Q 同じ募集期間に複数の事業について審査申出することはできますか。

A 1事業者当たり1回のみです。

Q 自社（または関連会社）が請け負った経費は対象にできますか。

A 対象にできますが、経費の妥当性を確認するため他社の相見積もりを提出してください。

Q 市外に出ていた親族が帰ってきて事業を引き継ぐ場合は対象になりますか。

A 事業を引き継ぎ、業種転換や店舗拡大を行う場合は対象になります。

ただし、単なる既存事業を引き継ぐだけの取り組みは対象外です。

Q 年度開始以前（令和7年3月31日まで）から事業に着手していますが、交付を受けることはできますか。

A 前年度に支出した経費に今年度の補助金を充てることはできません。年度開始（令和7年4月1日）以降に履行するものに係る経費が補助対象となります。

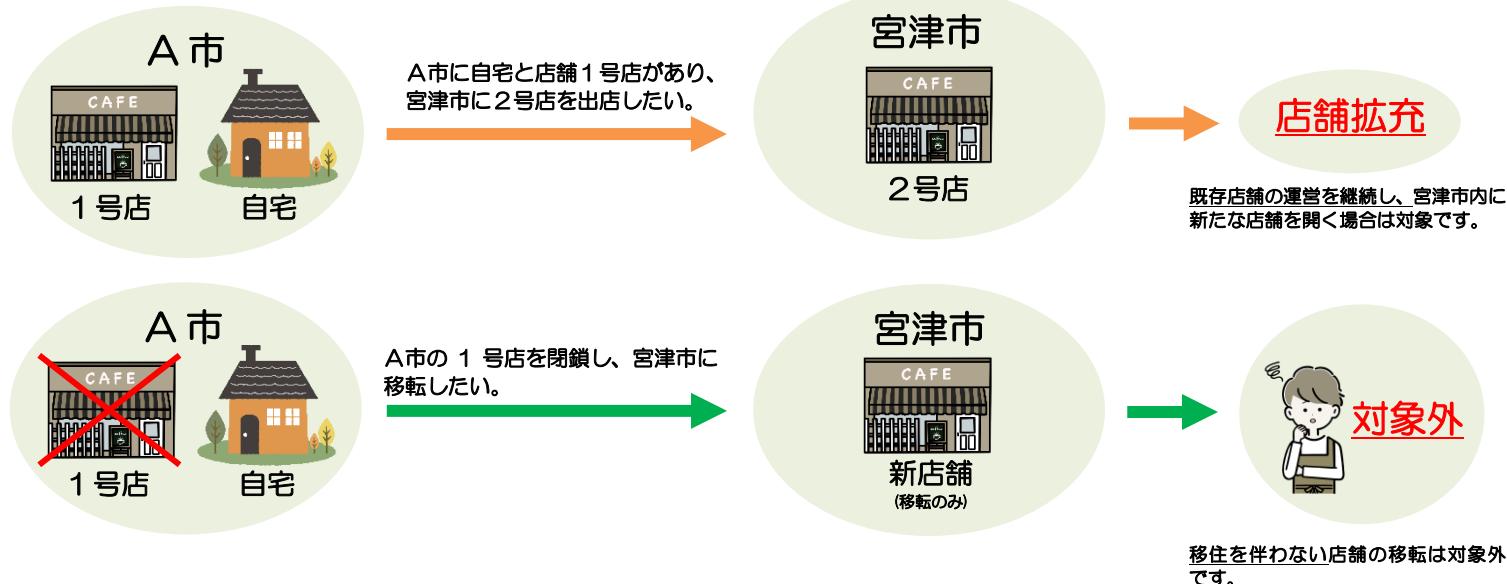
Q 交付決定通知を受ける前に事業に着手してもよいですか。

A 年度開始（令和7年4月1日）以降に履行した経費（見積書等で日付を確認します）であれば、交付決定前に実施した（支払った）経費でも対象となります。ただし、採択を保証するものではありません。

Q 現在宮津市外に自宅と店舗を持って事業を営んでいる。宮津市に新しい店舗を作るのが、市外に居住している場合は対象になりますか。

A 市外の既存店舗を廃止する場合は、宮津市内への移住を伴わないため、対象にしません。（移住を伴わない移転は対象外。）  
ただし、既存店舗の運営を継続し、宮津市内に新たな店舗を開く場合は対象になります。（店舗拡充として取り扱います。）

#### パターン図



**Q どのような業種の事業でも対象になりますか。**

**A 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号第 3 条）の営業の許可を必要とする業種を除き、指定はありません。**

**Q 補助金はいつ、どのように支払われますか。**

**A 募集要項「6 補助金手続きの流れ」を確認してください。**

**Q 他の補助金との併用はできますか。**

**A 当該補助金の趣旨に合致する事業であれば、他の補助金をもらっていても対象となります。ただし、補助対象経費は重複しないように見積明細書などにより明確に区分していく必要があります。**

**※事業の重複は可、経費の重複は不可となります。**

**※併用する予定である他補助金の要件についても併用可であることを確認してください。**

**Q 補助金の交付を受けたあと（実績報告後）に、事業拡大等のため、補助金を受けた店舗から別の場所に移転したい場合はどうしたらよいか。**

**A 補助金の交付を受け、整備または購入した物件、設備、備品等は処分制限がかかるため、譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供する場合は事前相談が必要です。**

**市長が定める期間内に譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供した場合は、交付された補助金の一部または全部の返還が生じる可能性があります。**

**Q 補助金の交付を受けたあと（実績報告後）に、事業内容や業種を変えたくなつた。  
どうしたらよいか。**

**A 交付を受けた補助金を補助対象事業の他の用途へ使用することはできません。**

**補助金の交付を受け、整備または購入した物件、設備、備品等は処分制限がかかるため、譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供する場合は事前相談が必要です。**

**市長が定める期間内に譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供した場合は、交付された補助金の一部または全部の返還が生じる可能性があります。**

**Q 副業・兼業人材の雇用をする際、どのようなマッチングサイトを活用できますか。**

**A 宮津市、宮津商工会議所、京都北都信用金庫を構成メンバーとする「MIYAZU 未来デザインセンター」では副業・兼業人材の活用を推進する取り組みを実施しております。当センターが推奨するマッチングサイトに限定しますので、商工係までご相談ください。**

[相談先]

宮津市役所 商工観光課商工係

電話 0772-45-1663

## 令和7年度 宮津市創業等支援事業補助金 審査申出書

## 【申請者】

宮津市長様		令和 年 月 日		
下記のとおり宮津市創業等支援事業補助金の審査を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。				
フリガナ			法人番号	—この手続きでは法人番号は不要です—
事業所・団体名				
代表者名		担当者名	電話番号	— —
E-mail	@			
所在地	(建物名等)		市処理欄	

## 【申請内容】手続(届出・申請)する内容を記載

事業区分	<input type="checkbox"/> 新規創業 【新たに( )業を開始】				
	<input type="checkbox"/> 移住を伴う移転 【( )から移住して、( )業を開始】				
	<input type="checkbox"/> 業種転換 【既存の( )業に加えて新たに( )業を開始】				
	<input type="checkbox"/> 店舗拡充 【既存の( )業について、現在地( )地区に加え、新たに( )地区で店舗を開始】				
空き家等の活用	<input type="checkbox"/> 活用する <input type="checkbox"/> 活用しない				
補助対象事業の経費合計	(税抜き額で記載) 円	補助金額 (経費合計) × 1/2	(1万円未満切り捨て) 円 ※上限50万円、空き家等を活用または飲食店等の創業等をする場合上限100万円、空き家等を活用かつ飲食店等の創業等をする場合上限150万円		
添付書類	<input type="checkbox"/> がある項目は、該当するものに✓を付けてください。				
	<input type="checkbox"/> 1)事業計画書(別紙1-1) <input type="checkbox"/> 2)収支予算書(別紙1-2) <input type="checkbox"/> 3)同意・宣誓書(別紙1-3) <input type="checkbox"/> 4)履歴書(別紙1-4)(個人事業主の場合) または 団体等に関する概要書(別紙1-5)及び履歴事項全部証明書(法人の場合)				
	以下は該当する場合添付してください。 <input type="checkbox"/> 5)対象経費の見積書の写し及び備品等の資料(カタログ等) <input type="checkbox"/> 6)建物の外観イメージ(建物を新築・外観を改修する場合) <input type="checkbox"/> 7)改修場所の現状写真、図面の写し(改修を伴う場合) <input type="checkbox"/> 8)空き家等建物の所有関係が確認できる書類等(補助金上限を加算する場合) <input type="checkbox"/> 9)飲食店営業許可書の写し(飲食店等の創業をする場合)				

宮津市使用欄				
来序者	添付書類	受付	入力	審査
<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> 他	<input type="checkbox"/>			
代理権確認手段	<input type="checkbox"/>			

受付印  
システム  
バーコード用エリア

# 事業計画書

申出者名	
------	--

## 1 新たな事業について

事業の動機・将来像 (どのような想いで実施し、どうなりたいか)	
補助対象事業の内容 (補助を受けて購入する備品や工事内容を簡潔に)	
事業の詳細 (商品・サービスの概要やこだわり・セールスポイント等)	<p>※試作品等の写真・絵・設計図等を添付してください。商品数が多い場合や、サービスを提供する場合はメニュー表等、提供する内容がわかるものを添付してください。</p>
市場分析・販売戦略 (その業界の情報や現状・課題等を踏まえ、どのように営業して、どう目標を達成するか等)	
複数事業者の連携 (連携する事業者名と当事業における主な役割を記載。)	<p>事業者名 [ ] 主な役割 [ ]</p> <p>事業者名 [ ] 主な役割 [ ]</p>
事業実施場所	
開業までのスケジュール	
	開業予定日 :

## 2 新事業の運営体制

従業員等	人	内訳	家族従業員（個人の場合）	人
			家族以外（個人の場合）	人
			役員（法人の場合）	人

※申込人を除く

## 3 事業実施に必要な資格

資格名	有資格者の氏名	取得年月日 (予定の場合は年月)	主な用途
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

## 4 収支の見通し（1ヶ月あたり）

(千円単位)

	開始当初	2年目	3年目	目標値	左記の数字の積算根拠等を記載してください。 (客単価、販売見込み数等)
				年目	
売上高 ①					
売上原価 ② (仕入高)					
運営経費					
人件費					
家賃					
返済支払					
光熱水費					
通信費					
雑費					
広告費					
その他					
合計 ③					
利益 ① - ② - ③					

5 想定する事業開始後の販売・仕入れ・外注先

主な販売先	事業者名	所在市区町村・関係等	比率

主な仕入先	事業者名	所在市区町村・関係等	主な仕入品

外注先等	事業者名	所在市区町村・関係等	外注内容

6 空き家等の活用について（活用しない場合は記入不要）

空き家等所有者	
所有者との関係	血縁関係 <input type="checkbox"/> あり（申出者との続柄） <input type="checkbox"/> なし
活用に至った経緯・理由	
空き家等改修期間	

※ 施設の新設・改修については、現状写真、図面及び工事の見積書を添付してください。

申出者名

## 収支予算書

## 1 収入内訳

(単位：円)

項目	金額	備考 (収入元等)
宮津市創業等支援事業補助金		宮津市
その他 活用補助金	補助金名 :	
借入金 ※本事業用に借り入れる金額		
自己資金		
合計		

※宮津市創業等支援事業補助金は、補助対象経費(消費税を除いた額)の1/2、上限50万円(空き家等を活用または飲食店等の創業等をする場合上限100万円、空き家等を活用かつ飲食店等の創業等をする場合上限150万円)で計算します。

## 2 支出内訳

※金額の根拠となるもの(見積書等)を添付するか、備考欄に積算根拠を示してください。

備品を購入する場合は商品説明書(カタログ等)の写しを添付してください。

補助対象経費	金額(税抜)	備考 (仕入先等)
項目	内訳(購入物品名等)	
補助対象経費計		
消費税		
合計		
対象外経費計		
消費税		
合計		
総事業費 (収入の合計額と同じになります)		

## 同意・宣誓書

私は、宮津市創業等支援事業補助金の審査を申し出るにあたり、下記の内容について同意・宣誓いたします。

- 申出書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
- 次の不支給要件のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 市税を滞納している。
  - (2) 許認可及び資格などが必要な場合は、当該許認可若しくは資格などを取得していない、または事業開始までに取得する見込みがない。
  - (3) 申し出る事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の営業の許可を必要とする業種に該当する。
- 市税の滞納がないことを確認するため、宮津市が市税の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認すること。
- 令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)の間に、申し出る事業を開始し、開業すること。  
また、事業完了後30日以内、または令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- 審査会で認められる前に着手した事業が交付決定なされなかった場合においても異議は申し立てないこと。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していないこと。
- 補助金の交付を受けたあと(実績報告後)、整備または購入した物件、設備、備品等を市長が定める期間内に譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供する場合は、事前に相談を行うこと。
- 事業完了年度以降、定期的に補助事業に係るWebアンケートや経過報告の提出依頼に応じること。

令和 年 月 日

宮津市長様

法人所在地又は個人自宅住所

法人名(法人のみ)

法人代表者職氏名又は個人氏名

・□にレ点を記入のうえ、法人代表者又は個人事業主が自署してください。

※本人(代表者)が手書きをしない場合は記名押印してください。

(別紙1-4)

## 履歴書

(宮津市創業等支援事業補助金用)

ふりがな		
氏名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日 (満 才)	男・女
電話番号		携帯番号
E-mail:	@	
ふりがな		
住所	〒	

年	月	学歴・職歴
年	月	免許・資格

現在行っている事業の内容	
--------------	--

## 団体等に関する概要書

(宮津市創業等支援事業補助金用)

名 称					
所 在 地					
ホームページURL					
代表者職・氏名					
設立年月日					
資本金額					
従業員数	正規	名	／	非正規（パート等）	
主な事業内容  (複数の場合上位4つ)	事業名		直近年度の事業規模（千円）		
関連会社					
行政機関からの委託事業の受託または補助金、支援金の実績					
(R元～R5年度)					
※以下は代表事業者のみ記載してください。					
担当者	所属・氏名				
	連絡先	T E L		F A X	
		E-mail			

※履歴事項全部証明書を添付してください。また、団体等のパンフレット等があれば添付してください。

## 令和7年度 宮津市創業等支援事業補助金 審査申出書

記載例

## 【申請者】

宮津市長 様		令和 7 年 6 月 20 日		
下記のとおり宮津市創業等支援事業補助金の審査を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。				
会社名 事業所 ・団体名	カブシキガイシャミヤツ 株式会社宮津		法人番号	—この手続きでは法人番号は不要です—
代表者名	代表取締役 宮津太郎	担当者名	宮津 次郎	電話番号 0772 - 〇〇〇 - ×××
E-mail	k-miyazu123@miyazu.com			
所在地	〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1 (建物名等)		市処理欄	

## 【申請内容】手続(届出・申請)する内容を記載

事業区分	<input type="checkbox"/> 新規創業 【新たに( )業を開始】 <input type="checkbox"/> 移住を伴う移転 【( )から移住して、( )業を開始】 <input checked="" type="checkbox"/> 業種転換 【既存の( 飲食 )業に加えて新たに( 食品製造 )業を開始】 <input type="checkbox"/> 店舗拡充 【既存の( )業について、現在地( )地区に加え、新たに( )地区で店舗を開始】		
空き家等の活用	<input checked="" type="checkbox"/> 活用する <input type="checkbox"/> 活用しない		
補助対象事業 の経費合計	(税抜き額で記載)  <b>2,000,000</b>	円  補助金額 (経費合計) × 1/2	(1万円未満切り捨て)  <b>1,000,000</b> 円  ※上限50万円、空き家等を活用または飲食店等の創業等をする場合上限100万円、空き家等を活用かつ飲食店等の創業等をする場合上限150万円
添付書類	<p>□がある項目は、該当するものに✓を付けてください。</p> <p>✓ 1)事業計画書(別紙1-1) ✓ 2)収支予算書(別紙1-2) ✓ 3)同意・宣誓書(別紙1-3) ✓ 4)履歴書(別紙1-4)(個人事業主の場合) または 団体等に関する概要書(別紙1-5)及び履歴事項全部証明書(法人の場合)</p> <p>以下は該当する場合添付してください。</p> <p>✓ 5)対象経費の見積書の写し及び備品等の資料(カタログ等) ✓ 6)建物の外観イメージ(建物を新築・外観を改修する場合) ✓ 7)改修場所の現状写真、図面の写し(改修を伴う場合) ✓ 8)空き家等建物の所有関係が確認できる書類等(補助金上限を加算する場合) ✓ 9)飲食店営業許可書の写し(飲食店等の創業をする場合)</p>		

宮津市使用欄				
来序者 □本人 □他 代理権確認手段	添付書類 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	受付	入力	審査
受付印				
システム バーコード用エリア				

## 事業計畫書

## 記載例

申出者名 代表取締役 宮津 太郎

## 1 新たな事業について

事業の動機・将来像  (どのような想いで実施し、どうなりたいか)	私は飲食店営業の傍ら、農業被害から地域を守るため獵師を行っており、宮津市では年間1,000頭のイノシシ・シカが捕らえられ、その多くが廃棄されている現状を知った。飲食業で働く経験を活かし、地域課題を魅力に転換したいと考えたため。 ゆくゆくは、年間300頭の有害獣を買い取り、農作物等の鳥獣被害の削減・ジビエへの活用を行い、50店舗以上の飲食店と取引を行う。								
補助対象事業の内容  (補助を受けて購入する備品や工事内容を簡潔に)	空き物件の工事 ベーコンの焼製機、冷蔵庫、真空パック機の購入 ECサイトの開設								
事業の詳細  (商品・サービスの概要やこだわり・セールスポイント等)	<p>商品名「ワイルドベーコン」 豚肉等の代用品としてのジビエではなく、独自のソミュール液やスパイスにより、濃い目の味付けの料理・スパイスによく調和するよう、商品名のとおり、ガツツリと食べ応えのある独自の厚切りのベーコンを製造する。</p> <p>地元の獵師・精肉店の製品を格安で仕入れるため、地元食材を付加価値をつけても安価で販売できる。また、真空ラッピングにより冷蔵で1か月、冷凍で1年保存できる。 ビールやご飯に合うよう、胡椒とハーブを強めに利かせたベーコンのため、20~40代の比較的の料理が好きな男性ターゲットにする。</p> <p>イノシシベーコン 小売り：1個(150g) 2,000円 卸売り：1kg 10,000円 シカベーコン 小売り：1個(150g) 1,500円 卸売り：1kg 8,000円</p>  <p>※試作品等の写真・絵・設計図等を添付してください。商品数が多い場合や、サービスを提供する場合はメニュー表等、提供する内容がわかるものを添付してください。</p>								
市場分析・販売戦略  (その業界の情報や現状・課題等を踏まえ、どのように営業して、どう目標を達成するか等)	<p>丹後地域ではジビエを加工する事業者が少なく、卸売店として地域の市場をほぼ独占できる。また、ジビエのクセが少ない加工肉にすることで、扱う飲食店を増やし、地元客に対する未開拓のニーズを掘り起こすことができる」と考える。</p> <p>課題と感じる点は、原材料費や人件費、物流費などのコストの増加が収益を圧迫するため、定価格で提供できる大手の企業が台頭しており、ビーガン等、食肉を避ける方が増加傾向で、食肉市場は横ばいなことがあげられる。</p> <p>卸売りを行う飲食店は市内外のジャンルを問わず扱ってもらう。味付けを濃い目にしているので、ジビエに抵抗がある方や飲食店でも扱ってもらいたいよう心掛ける。</p> <p>小売り販売は主にECサイトのほか、飲食店でも行き、来客に積極的PRを行うほか、活用した新メニューも提案して販売促進していく。</p> <p>目標は、卸売りと小売りの新規事業により、3年目に飲食店を含めた事業全体の月の売上をコロナ前と比較して130%の達成を目指す。また、飲食店と並行して行うため、飲食店で正職員1名の雇用を増やし従業員の育成に努める。</p>								
複数事業者の連携 (連携する事業者名と当事業における主な役割を記載。)	<p>事業者名 [ 獵友会 宮津花子 ] 主な役割 [ 備品購入 ]</p> <p>事業者名 [ 宮津食堂 ] 主な役割 [ 備品購入 ]</p>								
事業実施場所	宮津市宇柳縄手345-1								
開業までのスケジュール	<table border="1"> <tr> <td>令和7年6月1日</td> <td>加工部屋増設工事開始</td> </tr> <tr> <td>令和7年7月29日</td> <td>一種食肉製品製造業 営業許可</td> </tr> <tr> <td>令和7年8月10日</td> <td>ECサイト開始、正職員採用</td> </tr> <tr> <td colspan="2">開業予定日：令和7年9月1日</td> </tr> </table>	令和7年6月1日	加工部屋増設工事開始	令和7年7月29日	一種食肉製品製造業 営業許可	令和7年8月10日	ECサイト開始、正職員採用	開業予定日：令和7年9月1日	
令和7年6月1日	加工部屋増設工事開始								
令和7年7月29日	一種食肉製品製造業 営業許可								
令和7年8月10日	ECサイト開始、正職員採用								
開業予定日：令和7年9月1日									

## 2 新事業の運営体制

従業員等	1人 ※申出人を除く	内訳	家族従業員（個人の場合）	人
			家族以外（個人の場合）	人
			役員（法人の場合）	人

## 3 事業実施に必要な資格

資格名	有資格者の氏名	取得年月日 (予定の場合は年月)	主な用途
食肉製品製造業	宮津 太郎	令和3年9月10日	ベーコンの製造
		年 月 日	
		年 月 日	

## 4 収支の見通し（1ヶ月あたり）

(千円単位)

	開始当初	2年目	3年目	目標値	左記の数字の積算根拠等を記載してください。 (客単価、販売見込み数等)
					年目
売上高 ①	900	1,000	1,200	1,200	既存飲食店：800千円（40千円×20日） 製造業卸：300千円（6店舗） 小売：100千円（500円×200個）
売上原価 ② (仕入高)	200	210	250	250	飲食店：150千円 製造業：100千円
運営経費	人件費	200	220	250	250
	家賃	300	310	350	350
	返済支払	50	50	50	50
	光熱水費	0	0	0	0
	通信費	10	10	10	10
	雑費	5	5	5	5
	広告費	30	30	30	30
	その他				
合計 ③	595	625	695	695	
利益 ① - ② - ③	105	165	255	255	

## 5 想定する事業開始後の販売・仕入れ・外注先

主な販売先	事業者名	所在市区町村・関係等	比率
	一般個人	ECサイト 全国の20~40代男性	25%
	宮津食堂	市内飲食店仲間	20%
	レストラン宮津	市外ジビエ飲食店	10%
主な仕入先	事業者名	所在市区町村・関係等	主な仕入品
	○○精肉店	宮津市・ジビエ加工事業者	イノシシ肉
	宮津 花子	宮津市・獵師	鹿肉・カモ肉
	××商店	京都市・調味料卸	香辛料
外注先等	事業者名	所在市区町村・関係等	外注内容

## 6 空き家等の活用について（活用しない場合は記入不要）

空き家等所有者	丹後 一郎
所有者との関係	血縁関係 <input type="checkbox"/> あり（申出者との続柄）・ <input checked="" type="checkbox"/> なし
活用に至った経緯・理由	空き家バンクを通して見つけ、立地・物件の状態からこの場所に決めた。
空き家等改修期間	令和7年5月20日から令和7年7月22日まで

※ 施設の新設・改修については、現状写真、図面及び工事の見積書を添付してください。

# 記載例

申出者名

代表取締役 宮津 太郎

## 収支予算書

## 1 収入内訳

(単位：円)

項目		金額	備考 (収入元等)
宮津市創業等支援事業補助金		1,000,000	宮津市
その他 活用補助金	補助金名：		
借入金 ※本事業用に借り入れる金額		1,000,000	宮津信用金庫
自己資金		224,200	
合計		2,224,200	

※宮津市創業等支援事業補助金は、補助対象経費(消費税を除いた額)の1/2、上限50万円(空き家等を活用する場合は100万円)で計算します。

## 2 支出内訳

※金額の根拠となるもの(見積書等)を添付するか、備考欄に積算根拠を示してください。  
備品を購入する場合は商品説明書(カタログ等)の写しを添付してください。

補助対象経費		金額(税抜)	備考 (仕入先等)
項目	内訳(購入物品名等)		
工事費	増築費	1,200,000	○○工務店
備品購入費	燻製機	30,000	××商事 (連携する宮津花子が購入)
備品購入費	冷蔵庫	250,000	××商事 (連携する宮津食堂が購入)
備品購入費	真空パック機	100,000	△△商事
広告料	ECサイト開設	420,000	□□デザイン
補助対象経費計		2,000,000	
消費税		200,000	
合計		2,200,000	
備品購入費	スライサー	22,000	××商事
対象外経費計		22,000	
消費税		2,200	
合計		24,200	
総事業費 (収入の合計額と同じになります)		2,224,200	

## 同意・宣誓書

記載例

私は、宮津市創業等支援事業補助金の審査を申し出るにあたり、下記の内容について同意・宣誓いたします。

- 申出書類記載事項及び証拠書類等の内容が虚偽でないこと。
- 次の不支給要件のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 市税を滞納している。
  - (2) 許認可及び資格などが必要な場合は、当該許認可若しくは資格などを取得していない、または事業開始までに取得する見込みがない。
  - (3) 申し出る事業が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条の営業の許可を必要とする業種に該当する。
- 市税の滞納がないことを確認するため、宮津市が市税の納入状況を税務資料その他の公簿等により確認すること。
- 令和7年4月1日(火)から令和8年1月30日(金)の間に、申し出る事業を開始し、開業すること。  
また、事業完了後30日以内、または令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。
- 審査会で認められる前に着手した事業が交付決定なされなかった場合においても異議は申し立てないこと。
- 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、京都府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していないこと。
- 補助金の交付を受けたあと(実績報告後)、整備または購入した物件、設備、備品等を市長が定める期間内に譲渡、交換、貸し付けまたは担保に供する場合は、事前に相談を行うこと。
- 事業完了年度以降、定期的に補助事業に係るWebアンケートや経過報告の提出依頼に応じること。

令和 7 年 6 日 20 日

宮津市長様

法人所在地又は個人自宅住所

宮津市字柳縄手345-1

法人名(法人のみ)

株式会社宮津

法人代表者職氏名又は個人氏名

代表取締役 宮津 太郎

印

・□にレ点を記入のうえ、法人代表者又は個人事業主が自署してください。

※本人(代表者)が手書きをしない場合は記名押印してください。

(別紙1-4)

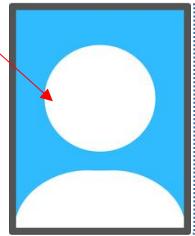
## 履歴書

(宮津市創業等支援事業補助金用)

### 記載例

個人事業主の場合は不要

6か月以内に撮影した証明写真



ふりがな	みやづ たろう	
氏名	宮津 太郎	
生年月日	昭和・平成 5年 5月 20日 (満 31才)	男・女
電話番号	0772-〇〇-××××	携帯番号 090-〇〇〇〇-△△△△
E-mail:	k-miyazu123@miyazu.com	
ふりがな	みやづし やなぎなわて	
住所	〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1	

年	月	学歴・職歴
平成24年	3月	〇〇高等学校〇〇学部卒業
平成24年	4月	××学園××学科入学
平成28年	3月	××学園××学科卒業
平成28年	4月	株式会社宮津フーズ 入社
平成29年	3月	株式会社宮津フーズ 退社
平成30年	4月	株式会社宮津 〇〇レストラン創業

年	月	免許・資格
平成24年	5月	普通自動車運転免許取得
平成28年	10月	調理師免許取得
平成29年	6月	食品衛生管理者資格取得

現在行っている事業の内容	飲食店「〇〇レストラン」を営業。営業時間11:00~14:00、18:00~22:00。山小屋をイメージした店舗で、ワインに合うメニューをテーマに、ジビエ・魚介類を扱う。客層は30~40代が多く、観光客と地元客の割合は5:5だが、常連客は市外に多い。
--------------	---

## 団体等に関する概要書

**記載例**

個人事業主の場合は不要

(宮津市創業等支援事業補助金用)

名 称	株式会社宮津		
所 在 地	宮津市字柳縄手345番地の1		
ホームページURL	https://○○.××		
代表者職・氏名	代表取締役 宮津 太郎		
設立年月日	平成30年4月1日		
資本金額	200,000円		
従業員数	正規 2 名 ／ 非正規（パート等）名		
主な事業内容 (複数の場合上位4つ)	事業名	直近年度の事業規模（千円）	
	○○レストランの運営	7,000	
関連会社	なし		
行政機関からの委託事業の受託または補助金、支援金の実績 (R元～R6年度)	なし		

※以下は代表事業者のみ記載してください。

担当者	所属・氏名	代表取締役 宮津 太郎		
	連絡先	TEL	0772-○○-××××	FAX
	E-mail	k-miyazu123@miyazu.com		

※履歴事項全部証明書を添付してください。また、団体等のパンフレット等があれば添付してください。